

補助事業名	<b>災害復興住宅新築等補助金</b>
補助対象(概要)	①東日本大震災により自ら居住していた住宅が被災し、り災証明書(り災の程度が、全壊、大規模半壊および半壊以上)の交付を受けた者(法人を除く。)またはその家族。ただし、警戒区域などからの避難者にあつては、この限りではありません。 ②町内に自ら居住するために住宅を新築または住宅を購入する者
補助金額	①バリアフリー対応工事費 ▷75平方メートル未満…40万円 ▷75～120平方メートル未満…60万円 ▷120平方メートル以上…90万円 ②県産材使用工事費 ▷10～20立方メートル未満…20万円 ▷20～30立方メートル未満…30万円 ▷30立方メートル以上…40万円
問い合わせ先	建設水道課 ☎46-5569



補助事業名	<b>被災宅地復旧補助金</b>
補助対象(概要)	東日本大震災で被災した個人が所有する町内の宅地の安全性を回復するために行う工事 ①のり面の保護工事 ②排水施設の設置工事 ③地盤の補強および整地工事 ④擁壁の設置および補強工事(旧擁壁の除去を含む) ⑤地盤調査および設計調査 ⑥その他被災宅地の安全性の回復に必要な被災宅地復旧工事に要するもの
補助金額	対象経費の2分の1に相当する額(上限200万円)
問い合わせ先	建設水道課 ☎46-5569

補助事業名	<b>被災住宅補修等補助金</b>
補助対象(概要)	東日本大震災により自ら居住していた住宅に被害を受けた者が行う被災住宅の補修または改修に必要な工事
補助金額	①補修工事 対象経費の2分の1に相当する額(上限30万円) ②耐震改修工事 対象経費の2分の1に相当する額(上限60万円) ③バリアフリー改修工事 対象経費の2分の1に相当する額(上限60万円) ④県産材使用改修工事 対象経費の2分の1に相当する額(上限20万円)
問い合わせ先	建設水道課 ☎46-5569

補助事業名	<b>被災住宅債務利子補給金</b>
補助対象(概要)	東日本大震災により自ら居住していた住宅が被災し、町内に自ら居住するための住宅を新築または補修する者で、住宅の新築または補修に係る資金の全部または一部を金融機関などから借り入れた者
補助金額	算定により利子の一部を補給
問い合わせ先	建設水道課 ☎46-5569



補助事業名	<b>木造住宅耐震診断士派遣事業</b>
補助対象(概要)	町内に存する住宅の所有者が当該住宅の耐震診断を希望する場合、岩手県木造住宅耐震診断士を派遣して耐震診断を行います。 (耐震診断士の派遣対象となる住宅) ▷昭和56年5月31日以前に着工された戸建て住宅 ▷在来軸組工法による木造平屋建てまたは木造2階建て住宅 ▷過去に、耐震診断を受けていないこと
補助金額	定額(自己負担額3千円)
問い合わせ先	建設水道課 ☎46-5569



補助事業名	<b>木造住宅耐震改修工事助成事業</b>
補助対象(概要)	木造住宅の耐震改修工事を行う場合(交付対象となる住宅) ▷昭和56年5月31日以前に着工された戸建て住宅 ▷在来軸組工法による木造平屋建てまたは木造2階建て住宅 ▷建築基準法に違反していないもの ▷町が実施する木造住宅耐震診断事業の耐震診断を実施した結果、上部構造評点が1.0未満であったもの、または重大な地盤・基礎の注意事項の指摘があったもの
補助金額	対象経費の2分の1に相当する額(上限61万6千円)
問い合わせ先	建設水道課 ☎46-5569



補助事業名	<b>高齢者及び障害者にやさしい住まいづくり推進事業</b>
補助対象(概要)	要援護高齢者または重度身体障がい者が居住する住宅のトイレ、浴室など(玄関、台所、廊下、居室、階段、洗面所、その他必要を認められる箇所)の改善、床面の段差の解消、手すりの設置など、要援護高齢者などの日常生活動作および介護者の介護動作の向上に資すると認められる改善に要する経費
補助金額	対象経費の3分の2に相当する額(上限40万円)
注意事項	(交付対象としない例) ▷住宅の新築 ▷住宅の増築部分(ただし、補助対象改善工事に付随した増築部分を除く) ▷過去に当該補助事業による補助金の交付を受けた世帯である場合(ただし、特に必要な場合を除く) ▷賃貸住宅の場合(ただし、特に必要な場合を除く) ▷補助対象の住宅改善について他の公的助成または公的貸付制度の適用を受けている場合 ▷町長の助成の決定前に、改善工事に着手したもの ▷内部障がい者または聴覚障がい者 ▷平成14年度以降に新築した住宅(ただし、特に必要な場合を除く) ※詳細についてはお問い合わせください。
問い合わせ先	保健センター ☎46-5571